

呉市教育委員会会議録  
(平成28年5月12日臨時会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
平成28年5月12日臨時会

- 1 開催日時 平成28年5月12日(木) 15:30開会  
16:16閉会
- 2 開催場所 753・754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市  
教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 水野良行  
委員 船尾慎  
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸  
教育副部長 細川司  
教育総務課長 清水和彦  
学校教育課長 多幾山晃年  
学校教育課課長補佐 高橋伸治  
教育総務課課長補佐 追原重臣
- 5 説明員 安部ほずみ(学校教育課主査), 川原亜弥(学校教育課主任指導主事), 田村峡平(学校教育課指導主事)
- 6 傍聴者 39名

## 6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第16号 請願書について
- (4) 報告第17号 呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する状況と改善策について

(15:30)

- 教 育 長 これより臨時会を開会します。  
日程第1の「会期決定について」を議題とします。  
お諮りします。  
会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 教 育 長 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定されました。  
本日の会議録署名委員は、船尾委員・香川委員にお願いします。  
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。
- 追原課長補佐 (平成28年4月22日定例会について報告)

## 報告第16号 請願書について

- 教 育 長 それでは、日程第3の報告第16号「請願書について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。
- 清 水 課 長 報告第16号「請願書について」御説明いたします。  
本件は、中学校教科用図書（社会科歴史的分野、公民的分野）の採択についての「公開質問状」への回答を求める請願で、請願団体は、教科書ネット・呉で、代表者は岩崎氏、花岡氏となっております。  
2の請願理由は、2月23日及び3月18日に提出されました公開質問状に対する文書回答がないことに関しまして、教育行政としての説明責任を果たすことを求めて、文書回答の履行を求めるという内容となっております。  
3の請願事項ですが、（1）公開質問状に文書で回答すること。（2）評価基準（配点基準）を示すこと。（3）教育委員会会議で請願者が請願内容について説明する機会を設けること。となっております。  
4の今後の対応ですが、請願事項に対する対応を検討し、教育委員会会議で協議、決定していただくよう考えております。説明は以上でございます。
- 教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の報告第16号「請願書について」の説明がございました。これについての、御質問、御意見はありませんか。
- 水 野 委 員 質問ではないんですが、確認で、今日の報告は請願書が提出されたということ、我々教育委員に知らせるということで、最終的にはこの請願書の事項については、検討して次回以降の教育委員会会議の中で協議・決定するという、そういう流れでいいのでしょうか。
- 清 水 課 長 おっしゃるとおりでございます。本日は請願書が提出されたことを教育委員会会議に報告させていただいたものでございます。今後の教育委員会会議で対応については、協議・決定していただく流れになりますので、よろしく願いいたします。
- 教 育 長 ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度といたします。  
次に、日程第4の報告第17号「呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する状況と改善策について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

寺 本 部 長 それでは、まず私の方からこの改善策等についてまとめるに至った経緯を口頭で説明させていただきます。

まず、平成 28 年度使用教科用図書については、平成 27 年 7 月 17 日の教育委員会会議において、全ての種目の採択を行いました。

その後、平成 28 年 2 月に入って、市民から、社会科の歴史的分野及び公民的分野の調査・研究結果をまとめた資料に誤記等があるのではないかとの指摘があり、即座に呉市教育委員会事務局内で調査したところ、誤記等の箇所が判明いたしました。

このことを受けて、改めて調査・研究委員会、選定委員会が開かれ、その結果をまとめた最終資料を 3 月 3 日に公開で開催いたしました臨時教育委員会会議で報告し、採択結果には影響なしとの結論をいただいております。

この教科用図書の採択に向けて作成した調査・研究委員会の報告書及び選定委員会の作成した最終報告に多くの誤記等が発生し、再調査を行わなければならない事態を招いたことを重く受け止めております。

呉市教育委員会では、3 月 4 日に「教科用図書採択に係る改善プロジェクトチーム会議」を設置し、今回生じた誤記等に係る原因及び問題点、再発防止の具体策について検討し、「呉市教科用図書採択関係資料の誤記等への対応とその改善策」を取りまとめました。

この後、このことについて、学校教育課長から詳しく説明させていただきます。

多 幾 山 課 長 「呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する状況と改善策について」御説明いたします。

資料の 6 ページをお開きください。

1 「これまでの主な経緯」については、先ほど教育部長から御説明したとおりです。資料の 14 ページ、15 ページには、少し詳細な経緯を参考資料として載せております。

2 「本件誤記等に関する事実関係」を御覧ください。

まず、(1) の今回の教科用図書採択の関係書類で誤記等の存在する資料につきましては、平成 28 年 3 月 3 日に開催された臨時教育委員会会議で御報告した、「平成 27 年度呉市教科用図書調査・研究委員会 総合所見 社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）」及び「呉市教科用図書 調査・研究報告書 社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）」でございます。総合所見という言葉で表現しておりますが、調査・研究の結果をまとめた資料のことでございます。

次に、(2) 「誤記等の種類及び数」についてでございますが、(ア) から(エ) の四つに分類いたしました。(ア) の「誤記載」とは、「本来記載されるべきではない事項等が記載されていたり、本文を抜き出す際に、本文とは異なる記述がされていたりした」というものです。(イ) の「記載漏れ」とは、「本来、記載されるべき事項等が、記載されていなかった」というものです。また、(ウ) 「カウントミス」とは、「写真やイラスト、事例数などの数え方や計算が間違っていた」ものを、(エ) 「誤字・脱字」とは、「記述した漢字が間違っていたり、記述すべき文字が抜けていた」ものです。

これら四つの誤記等の数は7ページのイの表にお示ししています。

次に、(3)「誤記等の原因と問題点」についてでございます。

まず、アの「誤記載」についてでございますが、(ア)と(イ)につきましては、3月の臨時会で御説明いたしましたので割愛させていただきます。8ページ(ウ)の「パソコンでの入力ミス」を御覧ください。具体例を四角で囲んでおります。例えば、歴史的分野の視点⑥において、「館の門や庭のようす」の「ようす」という言葉が、教科書ではひらがな表記になっていたものを、誤って漢字で表記したというものです。

主体的な学習につながる具体例を教科書から抜き出してパソコンに入力した際に、平仮名であるべきところが漢字変換されたことに気付かなかったことによるものでございます。

次に、イの「記載漏れ」についてでございます。(ア)の「調査時の見落としによるミス」とは、例えば、歴史的分野視点④において、「中世の町並み(広島県立歴史博物館)」や「一向一揆の旗(竹原市長善寺)」「闇市(広島市)」を記載していなかったということがありました。これらは、呉市や広島県に関わる写真やコラム等の資料の扱いを全てリストアップする中で、見落とししてしまったことによるものでございます。

(イ)の「機械的な処理によるミス」とは、例えば公民的分野視点⑧において、補充的・発展的な学習として、特設ページやコラムで扱われている教材をリストアップすることにしていました。

特設ページやコラムの教材には、「How to・・・」や「技能をみがく」等、名前が付けられております。今回記載漏れをした「ひとり暮らしをするならどこに住む？」という教材は、「How to・・・」の名前が付けられた教材の一つです。「How to・・・」の名前が付けられた教材中で、「ひとり暮らしをするならどこに住む？」以外の教材は、補充的・発展的な内容ではなかったため、「How to・・・」の名前が付けられた教材は、全て補充的・発展的な内容ではないと考えて、機械的にリストアップせず、記載漏れとなったものでございます。

9ページを御覧ください。ウの「カウントミス」については二つの例を挙げています。一つめの(ア)については、3月の臨時会で御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

(イ)の「調査時の見落としによるミス」については、例えば、歴史的分野視点⑩において、同じ見開き2ページの中にある「人物カード」だけ記載して、本来記載すべき「人物伝記」を見落とししてしまったために、「12」とカウントすべきところを「11」としてしまったというものでございます。

最後に、エ「誤字脱字」についてでございます。10ページを御覧ください。例にあるように、「高い技術力」と記述すべきところが「大会技術力」となるなど、パソコンで入力する際、教科書の記述との整合を図りながら行なっておらず、入力ミスに気付かなかったことによるものでございます。

続いて10ページ後半「本件誤記等に関する問題点」を御覧ください。今回、このように多くの誤記載等が起きたことについて、背景となる問題点を整理いたしました。

まず、全ての種目において、教科書の特徴を分かりやすくするために、情報

量の多い詳細な資料を作成しました。特に社会科（歴史的分野，公民的分野）においては，より特徴を分かりやすくするために，事例や取り上げられた人物を詳しく調査しました。そのような詳細な調査に時間を要したために，内容を確認する時間が十分ではなかったと考えております。

そのため，各調査・研究委員は，自分が割り当てられた視点の調査・研究をするのが精一杯で，担当者以外の者が調査し直したり，数を確認したりする作業を十分に行うことができませんでした。

また，指導主事から調査・研究委員への指示が明確でなかったため，基準が曖昧で，数え方や，調査する範囲等が指示した意図とずれてしまいました。

さらに，担当指導主事は，社会科四つ全ての種目の部会の指導・助言を行っていたため，自分の指示が調査・研究委員に正確に伝わっているか確認できませんでした。

11 ページの（４）を御覧ください。「誤記等の発生防止に向けた課題」といたしまして，ア「採択期間」，イ「確認の徹底と体制」，ウ「調査・研究のまとめ方等」の３点と整理いたしました。

次に，３「課題解決のための改善策」を御覧ください。これまで御説明したような誤記等の原因やそれらに関する問題点を踏まえ，課題解決のための改善策についてまとめました。

１点目は，「採択期間の延長」でございます。これまでも採択期間については，一定の期間を設けておりましたが，情報量の多い詳細な資料を作成したため，その確認作業を行うには，教科によっては十分な時間がありませんでした。

調査・研究報告書等の資料についても改善を図るとともに，時間を掛けて調査・研究を行うことで，複数の調査・研究委員で確認作業を行う時間を確保するために，採択期間を延長したいと考えております。

具体的には，これまで７月の定例教育委員会会議で採択を行っていたものを，８月に臨時教育委員会会議を開催し，採択を行うというものです。これによって，十分な調査・研究と確認作業を行うことができると考えております。

２点目は，「確認の徹底と体制の確立」でございます。（１）で述べたように，調査・研究報告書の作成に係る確認をするための十分な時間を確保するとともに，調査・研究委員会においては，各種目の中で，各視点の担当者本人以外の委員による内容及び誤字脱字等の確認を徹底するよう，正担当・副担当制の検討を行います。

３点目は，「調査・研究のまとめ方等の見直し」でございます。

呉市では，採択に係る教育委員会会議での資料とするために，調査した内容の詳細まで記載する総合所見（調査研究の結果をまとめた資料）を作成していました。しかし，内容も膨大で教科書の特徴を捉えるのに時間が掛かるような状況になり，かえって資料を分かりにくくしている面もありました。

他市町の資料を調べましても，総合所見では，特徴を簡潔に述べているものが多かったです。

今後は，調査・研究の内容は，これまでと同じ形で進めてまいります，総合所見については，教育委員に分かりやすいように，簡潔にまとめていこうと考えております。そのために，今後，書式や構成等の見直しを図ってまいります。

また、これまで総合所見については、選定委員の指導主事と各教科の代表校長で原案を作成し、指導主事が選定委員会の中で提案・説明を行い、審議の上決定しておりました。

今後は、指導主事を選定委員から外し、選定委員の部会代表校長が原案を作成するとともに、部会代表校長が選定委員会の中で提案・説明を行い、審議の上決定するものいたします。

これは、今後、指導主事を調査・研究委員に任命することによって、指導主事の役割をより明確にさせるためでございます。

続きまして、12 ページの4「よりよい採択に向けてのその他の改善策」を御覧ください。3点あげております。

まず1点目、「指導主事のかかわり方」についてです。今後は、教科の専門性を有する指導主事を調査・研究委員として位置付け、より専門的な視野から綿密な調査・研究が行えるようにしてまいります。

2点目は、「選定委員会と調査・研究委員会」についてです。

ア「人数及び構成メンバー」を御覧ください。(ア) 選定委員会についてですが、平成27年度は、校長11人、指導主事11人、学識経験者1人、保護者代表1人の合計24人で構成されておりました。今後は、より多様な意見が反映されるように保護者代表を2人にし、先ほど申しましたように、指導主事は選定委員としないものとし、選定委員会は14人体制といたします。

これによって、指導主事が選定委員から外れることとなりますが、選定委員会には各教科の部会代表校長が委員として参加しておりますので、教科の専門性をいかした意見を反映することができると考えております。

(イ) 調査・研究委員会についてですが、規程の第9条「教科用図書の発行種目ごとに8名以内の委員をもって組織する」により、現在の人数を維持することとします。ただし、メンバーに指導主事を加えることとします。

次に、イ「選定委員会と調査・研究委員会の開催日程」を御覧ください。

これまでは、選定委員会と調査・研究委員会を交互に開催し、総合所見の作成前に中間報告を行ってまいりました。そのため、中間報告を作成するに当たって、時間的制約があり、確認作業を十分できない状況もございました。

今後は選定委員会と調査・研究委員会が、調査・研究や審議を十分に時間をかけて行えるように、13 ページにお示ししているように、第1回の選定委員会の後、調査・研究委員会を3回開催し、そこで作成した調査・研究報告書を基に、第2回、第3回の選定委員会で審議するという流れに改めます。

3点目は、「採択の方針及び手順」についてです

これまで、呉市では、採択の方針及び手順は「呉市教科用図書の採択に関する規程第3条（小・中学校の採択の方針及び手順）」によっておりましたが、今後は、より分かりやすくするために、別に定めることとします。

説明は、以上でございます。

教 育 長

ただ今、事務局から日程第4の報告第17号「呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する状況と改善策について」説明がありましたが、これについて、御質疑、御意見はありませんか。



水野委員 3の課題解決のための改善策というところで、採択期間の延長というところについて教えていただきたいと思います。採択期間の延長とありますけれども、調査・研究委員の方は、これまで非常に短い期間で報告書を無理矢理作ったという感じを受けるんですが、このあたりのところをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

多幾山課長 採択期間の短い状況についてのお尋ねでしたけれども、これまでも採択期間は、一定の期間を設けておりました。しかし、情報量が多い詳細な報告書、そういった資料を作成し、確認作業を行うのに、教科によっては、十分な時間だったとはいえないと考えております。

水野委員 ただそれならですね、採択期間を延長するだけで、この問題は解決できるのかと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

多幾山課長 採択期間を延長することによりまして、学校で日々仕事をしている教職員が、時間を掛けて調査・研究をできることや各種目において、複数の委員で確認作業を行うことができるようになると考えております。

また、合わせて資料のまとめ方についても見直しを図っていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

水野委員 分かりました。

教育長 よろしいでしょうか。

その他、日程第4の報告第17号についての御質問等がございましたら、お願いします。

香川委員 ただ今説明がありましたが、改善策に示されている、作成の仕方についても見直すことにしたと理解していますが、何がどのように変わるのか説明をお願いします。

多幾山課長 総合所見の作成の仕方についてでございますけれども、これまで総合所見につきましては、調査・研究委員会から提出された調査・研究報告書を基にして、選定委員の指導主事と各教科の代表校長で原案を作成しておりました。

今後は、指導主事を調査・研究委員会の委員に任命することに伴いまして、選定委員の部会代表校長が原案を作成し、選定委員会の中で提案・説明を行い、審議を進めていく方法で行いたいと考えております。以上でございます。

香川委員 これまでは総合所見のところに、◎、○、◇、△といった表記がされていたんですけれども、これからは簡潔で分かりやすくという説明があったんですが、具体的にどのような感じに変わるんでしょうか。

多幾山課長 総合所見の評価についてでございますけれども、採択に係る教育委員会議での審議を行う上で、あくまでも目安として記述しておりました。

今後は、先ほど御説明しましたように、簡潔で分かりやすい総合所見にしてまいります。

それを基に教育委員の皆様には十分審議していただくように考えておりますので、今後、目安となる評価については、付けない形で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

森尾委員 調査・研究のまとめ方等の見直しについてでございますけれども、資料の11ページの3の(3)ここに、調査・研究のまとめ方等の見直しの説明ということで書いてあります。総合所見の書式や見直しをされるということでした。

具体的には、どのように考えられているのでしょうか。

多幾山 課長 これまでは、総合所見には、各教科書の特徴であるとか、調査・研究した事例や人物等を数多く記述しておりました。そのため、教育委員の方々が理解するのに時間が掛かるという課題がございました。

見直しに当たりますには、教育委員の方々が採択を判断するのに必要な特徴を簡潔にまとめた分かりやすい形を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

森尾 委員 そうしていただければ、大変有り難いと思いますが、今、言われましたように、これまでの総合所見は、それぞれの教科書の特徴をつかむのに内容がですね、多過ぎまして、理解するのに非常に時間が掛かっていたという感じもしておりました。

そういう点では、見直すことに賛成をいたしますが、簡潔にしたことで、調査不足になるという心配はないのでしょうか。

多幾山 課長 調査・研究につきましては、これまで以上に綿密に行ってまいりたいと考えております。

その上で、見直しにつきましては、調査・研究したことをまとめたものである総合所見について、各教科書の特徴をより分かりやすく捉えることができるように作成してまいります。

従いまして、先ほどおっしゃった、心配されている調査不足にならないかという状況には、ならないものと考えております。以上でございます。

森尾 委員 分かりました。今後の調査・研究につきましては、くれぐれも綿密に正確な調査をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

教 育 長 その他御質疑等ございますか。

船尾 委員 指導主事の関わり方についてなんです、12 ページの方に記載されていますが、教科の専門性を有する指導主事を調査・研究委員として位置付けると、この変更する意図はよく分かりました。

また、指導主事を選定委員としないと記載されていますが、逆に選定委員会の方は、そういった専門性のある指導主事がないことによって、大丈夫なのかとちょっと不安に思うんですが、これについてはどうでしょうか。

多幾山 課長 御指摘の選定委員から指導主事が外れることになることについてですが、選定委員会には、先ほど申しましたように各教科の部会代表校長が委員として参加しており、十分な審議ができるものと考えております。

また、調査・研究は、これまで以上に綿密に行ってまいりますし、調査・研究した資料につきましても、より分かりやすいものにするための検討を進めてまいります。

従いまして、構成メンバーが替わった選定委員会でも、十分その役割が果たせるものと考えております。以上でございます。

教 育 長 その他、全体を通してでも構いませんので、御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

香川 委員 改善策の中に、先ほどから総合所見の見直しがあるんですけども、他の市町の資料を調べられて、総合所見について特徴を捉えて簡単に述べられているものが多かったとありました。今回、改善策でもそういうふうに、呉市もする

ということになっているんですが、簡潔にするためにその内容がしっかりしてないということが、非常に心配をされるわけですけれども、是非内容が正確であることを大切にしてほしいと思います。

今回、指導主事が調査・研究委員になり、先ほどの舩尾委員の質問と重なるんですが、やっぱり最初の方針をどういうふうにするかということが明確でないので、捉え方がそれぞれの調査・研究委員によってばらばらであるので、それで今回の誤記であるとかカウントミスとかいうことにつながったのではないかと思います。それで正確な資料作成をされることを強く望みます。

これから改善策として、先ほどもありましたが選定委員会に部会長が校長で各教科の専門性をいかしてとありますけれども、校長先生、それから学識経験者、保護者も人数が増えるということですので、各部会長、そしてそういったことで各部会長が教科の専門性を発揮されて、より活発な選定委員会になることを望みます。是非、よろしくお願ひしたいと思います。

私たち教育委員は、選定委員会から提出されたもので審議して判断するわけですから、そのところも今まで余りに複雑が多かったので、少し簡潔にしていただけたらと思います。

また、私たち教育委員も呉市だけのことを見るのではなく、他の市町のことも研究、勉強してまいってよりよい選定委員会からあがってきたものを、審議できるよう努力してまいりたいと思います。

教 育 長 御意見ありがとうございました。

その他ございませんか。

水 野 委 員 今日、改めて誤記等に関する状況とその改善策が示されたのでございますけれども、私の方からは、採択期間の延長について質問させていただきました。

やはり時間をじっくり掛けてやるという面では、調査期間が長い方がいいというのは理解できました。やはり、締切りというか、そういう期限はあるでしょうが、できる限り期間を延長して十二分に時間が取れるようにしていただければ、調査・研究委員の先生方も時間的に十分な余裕もできるし、調査・研究も十分できるのではないかとということで、期間を延長するという事は賛成です。

ただ、こういう誤記の問題が、時間的な問題だけで解決できるのかということところは、気になる問題でございますし、どうか採択期間を延長して実質的な調査時間を確保していただきまして、選定委員が答申をまとめるのに必要な時間の確保は当然のことですが、その時間を確保するために、出ている先生方の学校の方も、それに対していろいろと支援体制といいますか、何か講じていただいた方が、先生もやりやすいんじゃないかと思いましたが、そのあたりのことも検討していただければと思います。

期間の延長が、ミスのない資料作りというだけではなく、いろいろな改善策が出ておりますが、やはり、綿密な調査・研究が非常に大切になってくるのではないかと思います。そういう面で調査・研究委員の先生方には、いろいろな十分な議論が行われて、よりよい採択ができるようお願いしたいと思います。

また、ちょっと書いてありましたけれども、複数の委員の方でお互いに確認をするといいますか、チェックし合うんだということもありましたが、こうい

うことはここで言うまでもなく、日常の中できちっとできるようでないとならないと、私は感じておりました、こういうところもおろそかにならないように十分に徹底していただきたいと思えます。

今回、こういった誤りが起きたというのは非常に残念なことでありますけれども、この原因を十分調査分析されまして、このような改善策ができたということは大変有り難く思っておりますし、私たち教育委員も教科書採択手続に関しまして、これから改善策がどのように実行されていくかということも、しっかり注視していきたいと思えますので、どうかよろしくお願いします。

教 育 長      ありがとうございました。

                  その他ございませんでしょうか。

森 尾 委 員      この度の改善策の説明で、指導主事の関わりで疑念を投げ掛けられていたということがございました。これにつきましては、これにも書いてございますが、指導主事が正式に調査・研究委員として位置付けられたということから、選定委員から外れることが分かりましたので、これですっきりしてきたと思えます。

私は、教科の先生方に加えて、それぞれの教科に専門的な知識を有する指導主事さんが選定委員から示された観点に基づいて、調査・研究することは、よりよい教科書採択をするのにつながってくると考えています。

また、採択手続として、調査・研究委員会、選定委員会、そして教育委員会会議と段階を踏んで行うわけでございますが、それぞれが同じことを行うのではなくて、委員会がそれぞれ違った役割分担があると思っておりますので、調査・研究委員会としては、これまで以上にあらゆる角度から詳細な調査を行っていただきまして、その調査報告書を基に選定委員会で更に議論を重ねていただくことをお願いしたいと思えます。先ほど香川委員の方からもお話がございましたが、各教科の専門家でない我々教育委員が、教育委員会の会議で採択を行うに当たりまして、教科書の特徴などを簡潔に分かりやすく記述した総合所見に改めていただきますと、それによりまして呉の子どもにどのような教科書がふさわしいのかという観点で採択を決定できるようにしてもらえるように要望しておきたいと思えます。

先ほどらいから出ております、今回の誤記の問題に端を発しました教科書の採択問題でございますが、結論としては、採択結果につきましては影響がなかったわけでございますが、これからは今回の改善策を着実に実行に移していただくことで、二度とこのような問題を生起させないように、私どもも注意深く見守ってまいりたいというふうに思っております。事務局におきましても、各手続が遺漏なく進むよう細心の注意を払って取り組んでいただくよう、強く要望いたしておきます。よろしくお願ひいたします。

教 育 長      ありがとうございました。

                  その他ございませんか。

船 尾 委 員      既に、皆さん具体的な御意見を言われたので、私は、少し全体的なことについて意見として述べさせていただきます。

まず、3月の臨時会で誤記などについての報告がありまして、変更や修正の箇所等はたくさんあったんですが、歴史的分野と公民的分野ともに採択結果に影響はないということで、教育委員会として判断をさせていただきました。

ただ、その時にも申し上げたんですが、事務局として今回のことを厳しく受け止めて、二度とこのようなことが起こらないように、改善を図るよう要望いたしました。

今回、社会科の資料のミス等が判明したことで、呉市の教科書採択手続等が社会でも注目されておりまして、疑念を持たれることにつながったということは本当に残念なことでありました。

今日、こうして改善策を出していただいて、更に一つ一つの具体的な中身につきまして、精査していくということで出ましたので、今後呉市の教科書採択が適正に行われるように、引き続き社会的にも注目されていくと思いますので、確実にこのことが、年数が経ってもまた失われないように、しっかりと引き続き進めていただければと思います。以上です。

教 育 長 はい、ありがとうございます。

その他、全体を通じてで構いませんが、御意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度といたします。

以上をもちまして、本日予定していた議題は全て終了いたしました。以上をもって臨時教育委員会会議を閉会いたします。

(16:16)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 中 村 弘 市 )

( 委 員 香 川 治 子 )

( 委 員 舩 尾 慎 )

(平成28年5月12日臨時会)